

岡山市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の一人暮らし高齢者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、高齢者の日常生活の便宜、生活支援及び寝たきり予防を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 用具の給付対象者は次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

(1) 本市内に住所を有する在宅の高齢者（65歳以上の者（当該年度内に満65歳となる者を含む。）をいう。以下同じ。）

(2) 給付を受けようとする別表種目欄に掲げる種目に応じ、同表対象者欄に掲げる対象者に該当する者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 生計中心者が前年度所得税非課税世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定により保護を受けている世帯（単給世帯を含む。以下「被保護世帯」という。）を含む。）に属する者

イ 別表の種目欄に掲げる種目の用具を一の年度内に複数給付申請する者であって、同表の種目欄に掲げる種目に応じ、同表の基準額の欄に掲げる額を合計して得た額（以下「基準額の合算額」という。）と次の表の利用者世帯の階層区分欄に掲げる区分に応じ、同表の利用者負担額欄に掲げる額（以下「利用者負担額」という。）とを比較して、基準額の合算額の方が高くなる者

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生計中心者の前年度所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円
B	生計中心者の前年度所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
C	生計中心者の前年度所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円
D	生計中心者の前年度所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円
E	生計中心者の前年度所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額

(用具の種目及び性能)

第3条 本事業において給付の対象となる用具の種目は、別表の種目欄に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により支給又は貸与される用具については、本事業の給付の対象にしないものとする。

(給付の申請及び通知)

第4条 用具の給付を受けようとする者は、高齢者日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「給付申請書」という。）を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、対象者の心身、住居及び世帯の状況その他必要事項を調査の上、給付の可否を決定しなければならない。

3 市長は、前項の規定により給付をすることに決定した者（以下「給付決定者」という。）には、高齢者日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）、給付をしないことに決定した者には、高齢者日常生活用具給付却下決定通知書（様式第4号）により、第1項の規定により申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により給付をすることに決定したときは、用具の納入業者（以下「納入業者」という。）に対して、高齢者日常生活用具給付券（様式第3号。以下「給付券」という。）により、通知するものとする。

(給付の制限)

第5条 本事業は、原則として当該年度の予算の範囲内において実施するものとする。

2 同一の種目の用具の給付は、対象者1人につき1回限りとする。

(納品及び納品の確認)

第6条 納入業者は、第4条第4項の規定により通知された給付券に基づき、給付決定者に当該用具を直接納品するものとする。

2 給付決定者は、納入業者が用具を持参したときは、当該用具が不良品でないことを確認した上で受け取るものとする。

3 給付決定者は、前項の規定により受け取った用具に不良な点があることを発見したときは、速やかに直接納入業者と協議の上、修繕又は交換を受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 給付決定者の属する世帯の生計中心者は、前条第2項の規定により用具を受け取る際に、次項の自己負担金を納入業者に直接支払うものとする。

2 次の各号に掲げる給付決定者の自己負担金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第3号アに該当する者 別表の種目欄に掲げる種目に応じ、同表の基準額欄に掲げる額(用具の購入価格が同表の基準額欄に掲げる額に満たない場合は当該購入価格とする。以下単に「基準額」という。)を合計して得た額の100分の10の額(以下「1割部分の額」という。)に、用具の購入価格のうち基準額を超えた部分の金額の合計額(以下「超過額」という。)を加えて得られた額(ただし、給付決定者が被保護世帯に属する場合は、当該額のうち1割部分の額を免除するものとする。)

(2) 第2条第3号イに該当する者 1割部分の額に、利用者負担額及び超過額を加えて得られた額

3 用具の給付を受けた給付決定者は、当該用具の維持及び修理に要する経費を負担するものとする。

(用具の代金の支払い)

第8条 市長は、納入業者の請求に基づき、第6条第1項の規定による用具の納品を確認した後、用具の購入価格から給付決定者の自己負担金を差し引いた額を公費負担額として支払うものとする。

2 前項の請求は、納入業者が給付券等を添付して行うものとする。

(変更の申出及び通知)

第9条 用具の給付を受けた給付決定者は、本人又は本人の属する世帯の生計中心者が次の各号のいずれかに該当する場合は、高齢者日常生活用具給付等変更申出書(様式第5号)により、速やかに申し出るものとする。

(1) 市内において転居するとき。

(2) 生計中心者が変更となったとき、又は生計中心者の前年分の所得課税年額が変更となったとき。

(3) その他第4条の規定により提出した給付申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(給付等台帳の整備)

第10条 市長は、本事業の運営状況を明らかにするため、高齢者日常生活用具給付決定者別台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 用具の給付を受けた者は、用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保の用に供してはならない。

(助成の取消し)

第12条 市長は、虚偽の給付申請がなされたことが判明したときは、第4条第3項の規定による通知をした後においても給付決定を取り消し、高齢者日常生活用具給付決定取消通知書(様式第7号。以下「給付取消通知書」という。)により、申請者又は給付決定者に通知するとともに、納入業者には給付券と引き換えに当該給付取消通知書の写しを送付するものとする。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、用具の給付に当たっては、地区民生委員及び地域包括支援センター等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

(納入業者の届出)

第14条 納入業者は、所在地、名称及び代表者氏名その他必要な事項を市長に届け出た者に限るものとする。

2 市長は、前項により納入業者から届出があった場合、別に定める高齢者日常生活用具納入業者受理通知書を納入業者に送付するものとする。

3 市長は、納入業者から虚偽の届出その他不当な行為がなされたことが判明したときは、本事業の納入業者

としないことができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、要領に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条，第3条，第5条，第7条関係）

区分	種目	対象者	性能	基準額
給 付	電磁調理器	一人暮らし高齢者等で当該年度から起算し，過去6年度以内に電子レンジの給付を受けていないもの	電磁による調理器であって，高齢者が容易に使用し得る，設置に工事を伴わない一口のもの	10,000円
	電子レンジ	一人暮らし高齢者等で当該年度から起算し，過去6年度以内に電磁調理器の給付を受けていないもの	電磁波による調理器であって，オープン機能のないもの	8,000円
	杖	寝たきり高齢者以外の高齢者	一本杖	1,900円
	手押車	寝たきり高齢者以外の高齢者	4輪を有し，屋外で使用できるもの（そのすべてが使用者の前部に位置し，前に押して使用するものに限る。）	15,500円

高齢者日常生活用具給付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

氏名
(署名又は記名押印)

対象者との
続 柄

電話

下記のとおり日常生活用具給付を申請します。
なお、住民基本台帳調査及び申請者、対象者及び世帯員の課税状況調査に同意します。

対象者	住 所	岡山市	
	氏 名		年 月 日生 (歳)

給付を希望する種目	一人暮らし等の高齢者	・電磁調理器	・電子レンジ
	寝たきり以外の高齢者	・杖	・手押車

世帯の状況	氏 名	続 柄	年 齢	所得税の有無	氏 名	続 柄	年 齢	所得税の有無	
					有・無				有・無
					有・無				有・無
					有・無				有・無
					有・無				有・無

- 注 1 生計中心者の方の氏名の前に○をつけてください。
2 世帯員全員の所得税額がわかる書類(写し)を添付してもらう場合があります。

*調査結果 (以下は岡山市が記入しますから申請者は記入しないでください。)

課 税 状 況		生 活 状 況	家屋の状況	確 認 者
1 生活保護	3 課税世帯 年額 円	1 寝たきり	1 自家	
2 非課税世帯	階層 () 生計中心者氏名	2 一人暮らし	2 民間借家	
		3 その他 ()	3 公営住宅	

- 1 調査の結果、下記のとおり給付してよろしいか。
2 調査の結果、申請を却下してよろしいか。(却下理由は別紙却下決定通知書のとおり)

給 付 種 目	予定価格A	補助基本額B	1 割負担額C	階層区分額D	自己負担額計E	公費負担額F
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
合 計 額	円	円	円	円	円	円

決 裁	課 長	課長補佐	係 長	副主査	課 員	担当者	
							起案 年 月 日
							決裁 年 月 日

様式第2号(第4条関係)

高齢者日常生活用具給付決定通知書

申請者	氏名		交付番号 年 月 日	第 号 年 月 日
	住所	岡山市		給付番号 第 号
対象者	氏名		生年 月 日	年 月 日
	住所	岡山市		
給付する用具名 (型式規格等)				
負担区分	価 格	給付を受ける者又は世帯の 生計中心者が支払う額	公 費 負 担 額	
		円	円	円
納入業者名				
業者所在地				
上記のとおり決定する。 年 月 日 岡 山 市 長 印				
*注意事項 1 用具は、対象者又は対象者を扶養する方がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具をその目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供することは固く禁じられています。 3 2に違反した場合は、費用の全部又は一部の返還を求めることがあります。				

様式第3号(第4条関係)

高齢者日常生活用具給付券

申請者	氏名		交付番号 年 月 日	第 号 年 月 日
	住所	岡山市		給付番号 第 号
対象者	氏名		生年 月 日	年 月 日
	住所	岡山市		
給付する用具名 (型式規格等)				
負担区分	価 格	給付を受ける者又は世帯の 生計中心者が支払う額	公 費 負 担 額	
		円	円	円
納入業者名				
業者所在地				
業者の公費支払請求期限		年 月 日		
上記のとおり決定する。 年 月 日 岡山市長 印				

*委任事項

給付申請者	①住所	岡山市	②氏名	(署名又は記名押印)
この給付券に基づき給付された用具の公費負担額の請求及び受領に関する権限を下記の者に委任します。				
受任者	③住所		④業者名 代表者名	(署名(代表者署名)又は記名押印(代表者押印))

⑤ 納品日	年 月 日	⑥給付を受けた者又は扶養する者より受領した額	円
⑦受領業者名 受領年月日	年 月 日	⑧用具受領者 氏名	(署名又は記名押印)
⑨検収年月日	年 月 日	⑩検収者 職 氏名	

①②⑧は受領者が記入すること。③～⑦は納入業者が記入すること。⑨⑩は市が記入すること。

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

岡 山 市 長

高齢者日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高齢者日常生活用具給付申請につきましては、審査の結果却下することに決定いたしましたので通知します。

(却下理由)

.....

.....

.....

.....

.....

上記のとおり却下決定してよろしいか。

課 長	課長補佐	係 長	副 主 査	課 員	担 当 者

様式第5号(第9条関係)

岡山市長 様

申請者 住所
氏名
(署名又は記名押印)
☒

高齢者日常生活用具給付変更申出書

下記のとおり申し出いたします。

* 申出理由

- ・給付対象者の住所を変更するため

当初申請時の住所	岡山市	☒
変更後の住所	岡山市	☒

- ・生計中心者の変更, 所得税課税額変更があるため

当初申請時の生計中心者		住所	
変更後の生計中心者		住所	
当初申請時の所得税課税額	円		
変更後の所得税課税額	円		

上記のとおり申し出がありましたので報告します。

課長	課長補佐	係長	副主査	課員	担当者

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（郵便番号）

（住 所）

様

岡山市長

高齢者日常生活用具給付決定取消通知書

年 月 日 付け 第 号であなたに給付決定しました高齢者日常生活用具給付につきましては、以下の理由により取り消すことに決定しましたので通知します。

（取消理由）